



帶人事第199号
令和3年11月25日

帯広市監査委員 川端洋之様
同 秋田勝利様
同 大竹口武光様

帯広市長 米沢則寿
(総務部組織人事室人事課担当)

監査の結果に対する措置の通知について

令和3年8月3日付帯監査第41号において提出のありました監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知いたします。



上期定期監査指摘	措置状況
<p>収入及び支出事務全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。</p> <p>しかしながら、監査結果に記載のとおり、重点項目として監査した徴収事務及び滞納整理事務において、関係法規に基づいた手続きがなされていない事例が見受けられました。</p> <p>徴収事務及び滞納整理事務は、市民の財産に直接的に影響を及ぼすものであり、その事務手続きは、誤りのないよう細心の注意を払いながらすすめることが必要です。制度理解の促進を図り、より一層、適正な事務執行の確保に努められることを求めます。</p> <p>また、これまで複数回にわたり指摘した同一の契約事務について、依然として改善が図られていない事例がありましたことにつきましては、それぞれの職責のもと最大限の注意をもって事務執行に当たるよう徹底した指導を求めます。</p> <p>今後におかれましては、今回の監査結果等を全庁的な課題とし、改善に取り組まれるとともに、より一層の適正な事務執行に努められることを期待いたします。</p>	<p>今回の定期監査においては、収入及び支出事務について、全体としてはおおむね適正に処理されていると評価されたところですが、個別の事務については、委託契約内容の不備などについて改善を要する事例が指摘されたほか、保守点検委託業務に係る事務に関しては、過去の定期監査において指摘されているにもかかわらず、同様の事例が発生している旨の指摘があったところです。</p> <p>また、重点項目とされた「徴収事務及び滞納整理事務」に関しても、審査請求をすることができる旨を書面で教示しなければならないなどの指摘があったところです。</p> <p>上記の指摘を踏まえ、収入・支出事務の適正化に向け、繰り返し指摘を受けている事例を中心には正措置を講じていくほか、徴収事務及び滞納整理事務における督促手続きの不備についても、速やかに改善を図ります。</p> <p>また、適正な事務執行の確保に向け、継続的に事務改善に取り組んでいくほか、過年度の指摘内容や措置状況の組織内の共有を進めてまいります。</p>